

「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に対する意見書

2020年（令和2年）12月17日

日本弁護士連合会

文化庁著作権課が、令和2年12月4日付けで意見募集を実施した「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 著作権法第31条第3項の改正に関する「入手困難資料へのアクセスの容易化」について、「送信対象資料の範囲等について現行の厳格な運用を尊重しつつ、利用者に直接インターネット送信することを可能とし、補償金制度は導入しないこと」とする中間まとめの結論に賛成する。

ただし、補償金制度の導入をせずに送信先拡大をする以上、将来の電子出版市場（潜在的市場）や権利者の利益等に悪影響を与えない形での厳格な運用が維持されることが必要である。また、送信サービスの対象となる著作物については、著作権者の申出による除外手続が認められるべきである。

- 2 著作権法第31条第1項第1号の改正（図書館資料の送信サービスの実施）については、個別の送信がなされるごとに権利者の逸失利益が補填できる水準の補償金が徴収される補償金制度を導入することを条件として賛成する。

中間まとめは、対象となる図書館の範囲、送信サービスする著作物の一部要件の解釈について、「文化庁の関与の下、幅広い関係者（中略）及び中立的な第三者を交えて、ただし書に関する具体的な解釈・運用を示すガイドラインを作成する必要がある」としているところ、ガイドラインの作成においては、市場に与える影響が軽微となるよう十分な配慮が必要である。また、紙の出版物の市場についても電子出版物の市場と同様に配慮されるべきである。

また、同様に、第1項第1号データの流出防止処置として、単に「利用者に対して著作権法の規定やデータの利用条件等を明示する」だけでは不十分であり、さらに不正な拡散を技術的に防止する措置を講ずることが望まれる。

第2 意見の理由

1 今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスについてのニーズが高まっていることから、情報伝達技術の発達に応じて、図書館資料への利用者からのアクセスをデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、基本的に賛成する。

2 著作権法第31条第3項の改正（入手困難資料へのアクセスの容易化）に関し、商業出版され流通していない状態の絶版等資料については、補償金制度を導入せずに国立国会図書館による送信等の対象とすることにも一定の合理性が認められる。

ただし、現在、国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」における対象資料の特定は、入手可能性の調査と、事前・事後の除外手続によって厳格に運営されている。補償金を導入せずに、著作権法第31条第3項を改正して利用者に直接インターネット送信することを可能とするに当たっては、権利者の利益を損なわないよう、対象資料の特定は、現行と同様の厳格な手続によって行われるべきである。

また、近時、絶版等資料がオンデマンド出版や電子出版により復刊されることも少なくない。したがって、著作権者の申出に基づく、事前・事後の送信サービスの対象からの除外手続が必要である¹。

3 著作権法第31条第1項第1号の改正（図書館資料の送信サービスの実施）については、現に商業出版され流通している書籍・雑誌をサービスの対象とするのであるから、既にある市場及び将来生まれる市場に与える影響が軽微となるよう十分な配慮が必要である。著作権法第31条第1項第1号の改正は、正規の電子出版等をはじめとする市場、権利者の利益に大きな影響を与え得ることから、脱法行為により著作物の一部を越えた提供を受けることができないような厳格な仕組みを講じることが必要である。

著作物の一部分とはいえ、現に市場に流通し販売されているものが利用者に提供される以上、補償金制度の導入は不可欠であり、そのような性質の補償金である以上、補償金の額は、権利者の逸失利益相当の額とすることが必要である。

4 著作権法第31条第1項第1号の改正（図書館資料の送信サービスの実施）において、中間まとめは、脱法行為の防止として「図書館等においては、同一の者から同一の資料について送信の請求があった場合には、送信の可否を慎重

¹ 欧州デジタル単一市場における著作権指令第8条4項を参照。

に精査することとすべきであると考えられる。」とする。しかしながら、そのような処置を講じただけでは、複数人で申し込んだり、複数の図書館に申し込んだりすることによる脱法行為を防ぐことができない。より実効性のある仕組みを検討する必要がある。

- 5 著作権法第31条第1項第1号の改正（図書館資料の送信サービスの実施）においては、メール送信されたデータが紙の複製に比して極めて容易に複製可能であること、及び現に市場に流通し販売されている著作物の一部分についての流出防止処置であることに照らせば、単に「利用者に対して著作権法の規定やデータの利用条件等を明示する」だけでは十分とはいえない。違法な拡散行為を行おうとしている者に対しこのような「明示」で拡散を防止できるとは考えにくいことから、さらに不正な拡散を確実に防止できる高い技術的防止措置を講ずることが望まれる。

以上